

黒田清輝氏の美術教育に關する意見書(承前)

八、實技の教授法は主任教員に委任すべし

繪畫及び塑造の技藝科を數箇の教場に分ち主任教員を定めて授業を擔任せしむるとせば各教場に於ける教授法は第一項に述べたる方針に背かざる限り之を主任教員に委任し其責を負はしむべし美術の諸科は各科に於て之を學ぶの順序を殊にし流派の如何と教員其人の意見に應じて自ら同一の方法を取る能はざるあり故に各科に通ずる一定の教授法を設けて規矩することなく各教場の主任教員に委任するを以て得策とす

九、參考室を設けて内外古今の作品其他美術に關係ある學術の參考品を蒐め陳列すべし

我邦にありて美術の發達上最も闕けたる要件は參考品の備らざるにあり今日如何なる天稟の偉才を生ずるとも古來 作品を見て解悟するの道なくしては自然其思想狹隘にして充分の技倆を暢ぶる能はず美術に要する學科を講習するにも單に聽講のみに止めて標本其他の參考品に就き實驗せしめざれば完全の學識を得ること難し歐洲諸國にありては博物館の設備整ひて美術家の參考に資すべき古今の作品を完全に蒐集したるに係らず各美術學校には別に陳列室を設けて教育上必要の參考品を集めたり我邦にありては未だ美術博物館の設備あらざるを以て美術學校内に參考室を整備するの必要は一層切なるを認む是實に刻下急要なる問題の一なりとす (完)

編輯者附記す、此意見書は黒田清輝氏が明治三十二年頃、即ち故外山博士と始めて相識りたるの時代の□見にして、要

するに黒田氏一家の言たるに過ぎず、□に今日の實際に於て尙此意見を固守し居らる、や否やは自から別問題に屬す、特に氏は今度其筋より美術制度取調の爲め洋行を命ぜられたれば歸來如何なる意見を發表せらる、や未だ遂め知るべからざるものあり、旁々此意見書を以て直ちに黒田氏が今日現に主唱しつつあるものと做すなきを要す

〔『二六新報』明治三十三年四月一七日〕